

大口町告示第38号

大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱（平成25年大口町告示第99号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第3条各号の奨励措置に該当する工場等及び取得償却資産」を「取得資産」に、「工場等及び取得償却資産」を「取得資産」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助事業者は、第3条各号の奨励措置に該当する工場等及び取得償却資産（以下「取得資産」という。）には、大口町が交付する大口町企業立地促進事業確認証（様式第10）を貼付表示し適正な管理を行わなければならない。

第17条第1項中「町長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助事業者は、取得資産について、取得資産台帳を備え管理し、取得資産の取得後5年間は、毎年3月末までに取得資産台帳を提出しなければならない。

様式第9の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第16条関係)



附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。